

平成23年度第1回知多半島圏域保健医療福祉推進会議議事録

日 時 平成23年8月11日(木)

午後1時30分から午後3時まで

場 所 愛知県半田保健所 4階大会議室

○知多保健所 小島次長

定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第1回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を開催いたします。

私は、本日の会議の司会を担当させていただきます知多保健所次長の小島です。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、愛知県ではさわやかエコスタイルキャンペーン実施中ですが、今年はさらにスーパークールビズということで、一層の軽装を推奨させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして澁谷半田保健所長からご挨拶申し上げます。

○半田保健所 澁谷所長

半田保健所長の澁谷です。

開催にあたりまして、事務局を代表して一言ご挨拶申し上げます。

立秋も過ぎましたが残暑が続いております。

本日は、皆様には、大変お忙しい中、「平成23年度第1回知多半島圏域保健医療福祉推進会議」にご出席いただき、ありがとうございます。

また、日ごろは、知多半島圏域の保健医療福祉行政に、深いご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。この場をお借りして、まずもって厚くお礼申し上げます。

さて本日で5か月となります3月11日に発生いたしました東日本大震災につきましては被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、各市町におかれましては保健師の派遣支援をお願いしておりますこと心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

保健所といたしましても管内の災害時の保健活動等の充実にむけて、平素からの対応を強化していきたいと考えておりますので今後とも宜しく願いをしたいと思っております。

本日のこの知多半島圏域保健医療福祉推進会議でございますが、保健と医療と福祉の関係者の皆様から、ご意見をいただきますとともに、その連携を図ることを目的として、年2回開催させていただいております。

今年の3月には、見直しをいたしました「愛知県地域保健医療計画」を皆様のご協力により公示することができました。

このうち、「知多半島医療圏保健医療計画」の策定では、昨年度この会議において、ご検討をいただき、誠にありがとうございました。

現在の知多半島医療圏の動向について少し申し上げますと、東海市と知多市におかれましては病院事業を経営統合し、今後の新病院建設について検討され、平成27年度の開院を目指しておら

れます。

また、半田市立半田病院と常滑市民病院の連携につきましても、7月に第2回の医療連携等協議会が開催されまして、具体的な連携方策が動き出しております。

一方、新常滑市民病院につきましては、基本構想策定委員会並びに市民からなる100人会議が設置されまして、構想の策定が進められているところでございます。

いずれの計画におきましても、本日まで出席の皆様を始めとする関係者が、この地域全体を見渡した医療体制の充実のため、ご協力していただくことが大切だと思っております。

ところで、この医療政策と並び保健所には大事な仕事がございますが、先般の腸管出血性大腸菌による広域食中毒事件に対しましても、保健所は重大なものとして認識し、管内の対策を実施してきているところでございます。

今後も皆様のご協力を得ながら、この圏域の健康危機管理や保健、医療、福祉の連携を一層強めてまいりたいと考えておりますのでどうかよろしくお願いをいたします。

本日の会議では、議題といたしまして、「病床整備計画について」、「医療計画に記載されている医療機関名の更新について」、また「知多半島圏域 介護保険施設等の整備計画について」、それぞれ皆様からのご意見をいただきたいと思っております。

また、報告事項といたしまして、「地域医療再生計画について」、「あいち健康福祉ビジョンについて」、「第5期愛知県高齢者 保健福祉計画の策定について」、「第3期愛知県障害福祉計画の策定について」、「知多半島圏域地域医療連携検討ワーキンググループについて」、これらの内容について、ご報告をさせていただきます。

限られた時間ではございますが、皆様方のご意見をいただきながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

簡単ですが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうか宜しくお願いをいたします。

○知多保健所 小島次長

ありがとうございます。それでは、会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、先日事務局の方から送付をさせていただきます、今日お持ちいただいております資料の方からお願いいたします。まず、

- ・会議次第
- ・愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領が2枚、
- ・医療計画に記載されている医療機関名の更新について 資料2が1枚、
- ・知多半島圏域 介護保険施設等 整備計画 資料3-1と、
- ・関係条文等 資料3-2が、それぞれ1枚、
- ・地域医療再生計画について 資料4は5枚、
- ・あいち健康福祉ビジョンについて 資料5はA3、2枚、
- ・第5期愛知県高齢者保健福祉計画の策定について 資料6はA3、1枚、
- ・第3期愛知県障害福祉計画の策定について 資料7はA3、1枚、
- ・知多半島圏域地域医療連携検討ワーキンググループについて 資料8はA4、2枚、

それから、本日も配布させていただいた資料が、

- ・出席者名簿、

- ・配席図
- ・病床整備計画について 資料1
- ・福祉行政のあらまし(知多福祉相談センターの作成のもの)
- ・半田保健所事業概要
- ・知多保健所事業概要

となっております。以上ですが、よろしいでしょうか。

もし不足がございましたら、おっしゃってください。よろしいでしょうか。

それでは次に、本日のご出席の皆様方のご紹介をさせていただくのが本来ではありますが、時間の関係もございますので、お手元に配布しております出席者名簿と配席図をもちまして、ご紹介に代えさせていただきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

なお、本日の会議ですが、お手元に資料がございます開催要領第5条第1項により原則公開となっておりますが、議題の中の「(1)病床整備計画について」は、個別の医療機関の医療機能に関する具体的な検討でありますので、愛知県情報公開条例の第7条に規定しております、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」、また、「県の機関等における審議、検討又は協議に関する情報であって、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるもの」この部分に該当すると思われるので、(1)は非公開にしたいと考えております。

なお、他の議題及び報告事項につきましては、公開にしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、この主旨で会議録につきましても、発言者の職名及び氏名を掲載して公開することとさせていただきますのでご了承をお願いいたします。ご発言内容の公開にあたりましては、公開前に事前内容の確認をお願いいたしますので、どうぞよろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、議長の選出につきましてお諮りしたいと思います。

議長の選出につきましては、開催要領第4条第2項によりまして、「会議の開催の都度、互選による」とされておりますが、いかがいたしましょうか。

(「半田市医師会の杉田会長先生をお願いいたしたいと思っております。」の声)

ただいま、推薦のお声をいただきましたが、半田市医師会の杉田会長さんを議長に選出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

それでは、杉田会長さんに議長をお願いいたします。

それでは、早速で申し訳ありませんが、議長さんにご挨拶をお願いします。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

ただいまご紹介いただきました、半田市医師会の杉田でございます。

本日は、皆様には、大変お忙しい中、また大変暑い中、「平成23年度第1回知多半島圏域保健医療福祉推進会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度は、「知多半島医療圏保健医療計画」の策定について検討、ご討論をいただきましてありがとうございました。おかげをもちまして良い計画案を提出することができたと、いうふうに考えております。

本年度も、この推進会議におきまして、皆様のご意見をいただきながら、この知多半島圏域にとって、より良い保健・医療・福祉の連携を図ることができよう、進めていければと思っております。

本日は、次第にありますように、盛りだくさんの議題、報告事項が予定されておりますが、議事が円滑に進みますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○知多保健所 小島次長

どうもありがとうございます。それではこれから議事に入りたいと思います。

議事のとりまわしは議長さんをお願いいたします。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

それでは、議題(1)の病床整備計画については、これは先程、事務局から説明がありましたとおり非公開でございますので、傍聴人の方は、大変申し訳ありませんがご退席をしていただけるようよろしくお願い致します。

それでは、議題(1)病床整備計画について、事務局から説明をお願いします。

※【 議題(1)病床整備計画については、非公開 】

○議長(半田市医師会 杉田会長)

それでは、議題(1)を終了したいと思います。それでは、傍聴人の方、入室をお願いします。

それでは、議題(2)に移りたいと思います。医療計画に記載されている医療機関名の更新について、これも事務局から説明をお願いします。

○半田保健所 米田主査

それでは、医療計画に記載されている医療機関名の更新について、説明させていただきます。

資料2をご覧ください。平成23年3月に公示しました現在の医療計画では、平成18年6月の医療法の改正により、4疾病のがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、5事業の救急医療、災害保健医療、周産期医療、小児医療、へき地保健医療、の医療連携体系図を策定し、体系図の中で医療機関名は別表としておりますが、医療機関の状況の変更に対応するため、愛知県におきましては、平成20年10月に要領を定め、医療計画の中に記載されている医療機関名を少なくとも年1回、更新するものとしております。

現在の医療計画の中で、今回、医療機関名の更新の対象となりましたのが資料2の一覧に示したものです。

愛知県地域保健医療計画並びに知多半島医療圏保健医療計画の「周産期医療対策」の医療連携体系図に「別表」と示されている医療機関名です。

平成23年5月に県が保健所を通して実施しました産科、産婦人科の医療機関を対象とした調査結果により医療機関名を更新しました。

半田市にある茶谷産婦人科が、健診のみを実施している医療機関から除かれました。更新の内容につきましては以上でございます。

なお、更新内容の公表につきましては、本日の圏域会議でご了承されましたら、県に更新後の医療機関名一覧を送付しまして、県が9月中旬に開催予定としております愛知県医療審議会の医療計

画部会です承された後、愛知県のホームページを修正するという手順で行うことといたします。また、併せて各保健所や県民生活プラザで縦覧している図書も修正いたします。

医療計画に記載されている医療機関名の更新についての説明は以上でございます。よろしく願います。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは混乱のないように、事務局よろしく願います。

それでは、(2)の医療計画に記載されている医療機関名の更新についての議題を終わります。

次に、進みたいと思います。議題(3) 知多半島圏域 介護保険施設等の整備計画について、これも事務局から説明をお願いします。

○知多福祉相談センター 浅井次長

知多福祉相談センターの 浅井 と申します。

日頃は、当圏域の福祉行政の推進に格別のご理解とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、「特別養護老人ホーム」や「老人保健施設」などの介護保険施設等を整備する場合は、圏域ごとの保健医療福祉推進会議において、関係機関の意見調整等を行い、手続の公正を図ることとしております。

この度、当圏域において、介護保険施設整備に係る「事前相談票」の提出がございましたので、当会議にて諮らせていただくものです。

それでは、お手元の資料3-1の『知多半島圏域 介護保険施設等 整備計画』をご覧ください。3つの施設種別に分けて、記載しております。

上段のブロックから、「1 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)」、中段のブロックが、「2 介護老人保健施設」、下段のブロックが、「3 混合型 特定施設 入居者 生活介護(介護付有料老人ホーム)」の整備計画となっております。

なお、この票の見方ですが、右上の「注書」に記載しましたとおり、「網掛け」されている箇所が、今回、市町におきまして「事前相談票」の提出がありました整備計画でございまして、今回、ご協議いただきますものとなっております。

また、網掛けの無い箇所につきましては、既に協議済みのものでございます。

それでは、個別の計画について、説明させていただきます。

まず、初めに、上段のブロックの「1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」でございまして、平成23年度整備におきまして、東海市さんより、第5期計画の「前倒し整備」として、10人分の増設の整備計画が出ております。

これは、現在、短期入所生活介護(ショートステイ)として使用している部分、20人分のうち、10人分を用途変更し、介護老人福祉施設として増設するものでございまして、既存の介護老人福祉施設80人分に、10人分が加算され、合計90人の施設とする計画でございます。

なお、用途変更に際しましては、国庫補助に係る財産処分が必要となるところでございまして、現在、厚生労働省と調整中でございまして、増設予定である平成23年10月1日までには、財産処分が

完了する見込みとなっております。

この整備によりまして、平成21～23年度までの「第4期 愛知県高齢者保健福祉計画」の計画期間内において、知多半島圏域全体で計360人分の整備を見込むこととなりまして、「整備後のトータルの設置状況」は、1,970人分となります。

なお、「第4期計画での整備目標数値」は、1,948人となっておりますので、更なる「前倒し整備」分は別として、今後の整備可能数はございません。

ただいま、「前倒し整備」という言葉を使ってみましたがいりませんが、これにつきましては、後ほど、ご説明させていただきます。

次に、中段のブロックの「2 介護老人保健施設」でございますが、今回は整備計画はございません。

なお、「介護老人保健施設」につきましては、現状で、1,547人分の整備を見込んでいらっしゃるのですが、「第4期計画での整備目標数値」は、1,527人でございまして、既に整備目標数値を超過していることから、今後の整備可能数はございません。

次に、一番下のブロックの「3. 混合型 特定施設 入居者 生活介護」、いわゆる「介護付有料老人ホーム」でございますが、こちらにつきましても、今回は整備計画はございません。

最後になりましたが、ここまで申し上げて参りました「前倒し整備」という言葉について、補足説明させていただきます。

資料3-2(関係条文等)裏面の「6 介護基盤の緊急整備等について」をご覧ください。これは、平成21年5月に、厚生労働省老健局計画課から発出されました「介護基盤の緊急整備等について」という資料の抜粋でございます。

これは、国における「経済危機対策」の一環としまして、「介護基盤の緊急整備」を推進するという施策でございまして、文中「5 第4期介護保険事業計画との関係」の「(1) 基本的な考え方」にもございますように、第5期計画期間(平成24～26年度)以降の将来において、必要となることが見込まれる施設等について、策定済みの第4期計画を上回って、先取りして整備を進めることを推奨するものでございます。

今回の整備は、これに基づいた積極的な整備ということになります。

次に、同じく、資料3-2(関係条文等)裏面の「7 『規制・制度改革に係る対処方針』について閣議決定」をご覧ください。

これまででは、介護保険施設の総量規制として、国の「いわゆる37%の参酌標準」というものがございましたが、これを撤廃することが、平成22年6月18日付けで閣議決定されております。

「37%の参酌標準」とは、平成26年度における「施設・居住系サービスの利用者数」が、「要介護認定者数(要介護2～5)」の37%以下となるように設定していたものでございます。

この「37%の参酌標準」が撤廃されたことにより、地域において、その実情に応じた基本整備が責任を持って行えるようになったものでございます。

なお、本日の推進会議に先立ち、圏域内の全市町の介護保険関係の部長さんを構成員とした「ワーキンググループ」において、整備計画を調整・検討させていただきました。

そこで、該当市の介護保険財政を含めた整備の方針等を踏まえまして、総合的に検討しましたところ、前倒し整備という点も踏まえ、東海市の「整備計画」及び「介護保険財政支出面」においても支障のない内容であり、かつ、圏域内のバランス等にも支障のないものであると、全市町一致した検討結果になっておりますので、ご報告申し上げます。

以上で「知多半島圏域における介護保険施設等の整備計画」に係るご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

ありがとうございました。

10床の増床の件ですね。東海市で10床増床、これを第5期計画の前倒しということで。

第5期計画では、何床というのはまだ無いのですよね。第5期計画で何床にするとか。

○知多福祉相談センター 浅井次長

第5期は、来年度からの計画でございます、現在、各関係のところでは策定の準備中、協議中というところがございます。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

わかりました。ありがとうございました。

では、何かご意見、ご質問がありましたら、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それではありがとうございました。議題(3)も終わりたいと思います。

これから報告事項に入りたいと思います。それでは、報告事項(1)の地域医療再生計画について、説明をお願いします。

○医療福祉計画課 水野主査

愛知県の医療福祉計画課の水野と申します。

私の方から地域医療再生計画について、次の「あいち健康福祉ビジョン」について説明します。

よろしくお願いいたします。

まず、地域医療再生計画について、ご説明をさせていただきます。座って失礼をいたします。

資料4をご覧ください。この地域医療再生計画につきましては、今年2月に開催しました圏域会議において骨子案を説明させていただき、ご意見をいただいたところがございますが、6月に県としての計画案をとりまとめ、国に提出いたしましたので、その計画案の概要についてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。地域医療再生計画につきましては、資料の下の※印にありますように、平成21年度に、尾張地域と東三河地域を対象とした計画を策定しております。

このときは原則2次医療圏を対象地域とした計画の策定が求められたわけでございますが、今回は、枠で囲ったところに記載してありますように、3次医療圏である県全域を対象とした計画を策定しております。

県におきましては、「地域医療連携のための有識者会議」において議論を重ねますとともに、医療圏ごとに開催した圏域ワーキング及び圏域推進会議においても随時ご意見をいただき、その後、4月には一般県民を対象にパブリックコメントも実施し、国が定めます上限値である120億円の事業内容で計画案をとりまとめ、6月16日に国に提出しております。

現在は国に設置された有識者会議において、各都道府県の再生計画を審査しているところであり、8月末には都道府県ごとの交付額が内示され、これにより各都道府県の再生計画が確定することに

なります。したがって、現時点ではあくまで案であり、計画に記載された事業が全て実施される訳ではございませんが、県としては満額の交付となるよう、国に必要性を訴えていきたいと考えております。

それでは、計画の概要について、2ページ以降で順次ご説明いたします。

次のページをご覧ください。今回策定した計画案は、「Ⅰ小児・周産期等医療体制の構築」、「Ⅱ救急医療体制の構築」、「Ⅲ精神医療体制の構築」の、大きく3つの柱立てから成り立っております。

次のページをご覧ください。まず1つ目の「小児・周産期等医療体制の構築」についてでございます。

図の左上でございますが、「小児救急医療対策」として、「あいち小児保健医療総合センター」が、県の小児救急医療全般に対応する病院となるよう、PICUなどの整備を計画しております。

さらに、左下でございますが、医療圏ごとに救命救急センターを中心とした受入体制を整備するため、必要な設備整備を行うとともに、1次救急対応として休日急病診療所の施設整備についても計画に加えております。

また、周産期医療につきましては、総合周産期母子医療センターにおけるMFICUの整備や、地域周産期母子医療センターにおけるNICU、GCUの整備などを予定しております。

一方、右上になりますが、春日井にあります県立の心身障害者コロニーにおきましては、小児センターとの機能再編を行い、今まで小児センターが担ってきた児童精神科分野をコロニーに統合することにより、発達障害を始めとした障害児医療の拠点施設として再整備を行うとともに、県内の障害児医療に係るネットワークを構築することとしております。

そして、小児救急、周産期、障害児医療に従事する医師を養成するため、大学に寄附講座を設置することも計画に加えております。

次のページをご覧ください。救急医療体制の構築につきましては、前回の再生計画では十分な対策を講じることの出来なかった知多半島医療圏における救急医療体制の確保のため、様々な取組を行うこととしております。

具体的には、図の左側でございますが、東海市民病院と知多市民病院の再編統合を支援するとともに、半田市立半田病院と常滑市民病院の医療連携を推進するため、常滑市民病院の建替えに合わせた連携支援病床の整備、半田病院のドクターカーの整備への助成を計画に位置付けております。

また、右側の図でございますが、全医療圏を対象とした事業として、急性期以後、在宅に至る流れの中での各医療機関の機能分担・連携について検討を行うとともに、そこで位置づけられた医療機関の施設整備への助成について、計画に加えております。

さらに、災害医療対策として、東日本大震災を受け、震災等の緊急時において地域の基幹となる医療機関が役割を果たせるよう、自家発電施設の整備を行うことを計画に加えたところでございます。

次のページにつきましては、当圏域との関わりが薄いものでございますので、説明は省略いたします。

次のページをご覧ください。最後に精神医療体制の構築でございます。

精神科救急医療において特に問題となっております、精神・身体合併症患者の対応を確実にを行うため、尾張地域においては藤田保健衛生大学病院、三河地域においては豊川市民病院に身体合併症患者受入のための病床整備を行うとともに、その運営費を支援することを計画しております。

また、認知症疾患対応として、認知症疾患医療センターの整備を進め、現在すでに指定を受けている国立長寿医療研究センターとの連携により、急増する認知症患者への対応を行う取組を加えております。

さらに、精神科医も全体的に不足していることから、精神科医の養成を行うための寄附講座の設置も計画しております。

以上の取組みについて、事業ごとの基金からの交付額を一表にまとめたものが次ページ以降でございます。説明は以上でございます。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

ありがとうございました。

ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

○半田市立半田病院 中根院長

質問なのですけれども、前回の会議の時、あいち小児保健医療総合センターの前田先生が、小児の救命センター設立を強調してみえたのですが、今回の事業費40億円で基金額20億円ですが、もし、加算額としてこれが認められない場合でも、この事業は県としてお進めになるのでしょうか。そこを伺いたいのですけれども。

○医療福祉計画課 水野主査

実施自体は病院事業庁という、違う部局になるわけですが、県としては進めてまいりたいと思っております。時期がすぐにできるかということになりますと、期限までにはどうかと思っておりますが、今はこの方向で進めていきたいと考えております。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

他にはいかがでしょうか。

○あいち小児保健医療総合センター 前田センター長

小児センターの名前があがりましたので、少し付け加えさせていただきます。

今の件は、われわれにとっても非常に重大なことで、今回の地域医療再生計画の中で、それに漏れた場合に、病院事業庁として何らかの対応をしようということにはなってますが、何らかというのがどの程度のものなのかが、まだ実際に結果が出てみないとわからない状況です。

今回の地域医療再生計画の中で、県全体の3次救急を担うということで、救命救急センター、それから手術室の、今の4室を8室に増設、それからICU8床を16床に増設する。というような形で新棟を建てるつもりでおりますが、その計画の中で、基金がたとえば半額になったといった場合に、どの程度のことができるのかは、まだ、これからのことです。

是非、皆様のご支援をいただければと思っております。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

ということだそうですが、他にご意見ありますでしょうか。

この資料の一番最後、事業内容・基金交付額一覧、その一番右側の基礎額と加算額とを説明してもらえませんか。

○医療福祉計画課 水野主査

申し訳ございません。説明を飛ばしてしまったところで、1ページ目の「経緯」の枠の中の予算総額というところをご覧いただきたいと思うのですが、今回、国の22年度の補正予算で付いたものなのですけれども、予算総額が2,100億円になっております。

このうち基礎額ということで、すべての都道府県に15億円が交付されます。

それを超えた部分、120億円が上限ということになっておりますので、15億円から120億円の間に申請するときは、その下の項の、50億円以上になる時はこの様にしなさいとか、80億円以上の計画を出す時は病院の統合再編を行うこと、という条件をクリアした上で申請はできます。

申請したものについては、国の方で審査をし、査定されて、交付額が決まってくるということです。

したがって、基礎額は確実に来るもので、その上で、加算額の部分について、どれだけいただけるかということになってまいります。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

ありがとうございました。他にはご意見、ご質問ありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項(1)も終わりたいと思います。8月には、大まかな額が決まるということですね。楽しみに待ってみたいと思います。

それでは、報告事項(2)「あいち健康福祉ビジョン」について、お願いします。

○医療福祉計画課 水野主査

引き続き、「あいち健康福祉ビジョン」についてご説明をさせていただきます。資料5をご覧いただきたいと存じます。

この「あいち健康福祉ビジョン」につきましては、昨年度の圏域会議において原案を説明させていただき、ご意見をいただきましたが、その後、基本理念の決定や、災害対策の追加、知事の Manifesto の反映などにより充実いたしましたので、6月6日に決定・公表いたしております。

それでは、資料をご覧ください。1ページの「第1章 ビジョンの策定」でございます。

平成22年度で「21世紀あいち福祉ビジョン」の計画期間が終了いたしましたので、超高齢社会の到来や少子・人口減少社会の到来など、様々な社会状況の変化を踏まえた上で、新たに医療分野を含め、健康福祉分野全体を対象とした、新しいビジョンを策定したものでございます。

計画期間は平成23年度から27年度までの5年間となっておりますが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えたビジョンとしております。

「第2章 基本とする考え方」でございますが、基本理念として、目指すべき健康福祉社会像を「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」としております。

人と人とのつながり・支え合いによりまして、保健・医療・福祉がまちのすみずみまで行き届き、誰もが健やかで幸せに暮らせる社会を「健幸社会」と名付け、こうしたあいちの実現を目指すものでございます。

次に「第3章 施策の方向」でございますが、ここに記載されました「①高齢者がいきいきと暮らせる

社会へ」から「健康福祉の地域力が充実した社会へ」の6つの柱にまとめております。

資料の2ページをご覧ください。これ以降は、「第3章 施策の方向」のそれぞれの柱ごとに、左側に「課題と方向性」、右側に「県の主要な取組」をまとめてございます。

右側の「県の主要な取組」の方をご覧ください。「第1節 福祉」の「① 高齢者がいきいきと暮らせる社会へ」では、地域包括ケア体制の充実や、急増すると見込まれます認知症高齢者への対応、あいち介護予防支援センターによる介護予防プログラムの開発・普及などを進めてまいります。

その下の「② 子どもと子育てにათათかい社会へ」では、若者の就労支援、結婚支援を進めるほか、自宅で子どもを育てている家庭への支援や児童虐待防止対策など、すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援に取り組んでまいります。

3ページをご覧ください。「③ 障害のある人が安心して暮らせる地域社会へ」では、心のバリアフリーの推進や心身障害者コロニーの再編、第二青い鳥学園の再整備、グループホーム・ケアホームの運営助成など、障害のある人の地域生活の支援を進めてまいります。

次にその下の「第2節 保健・医療」の「① 誰もが健康で長生きできる社会へ」では、あいち健康の森を活かした健康づくりをこれまで以上に進めてまいります。また、うつやひきこもり、自殺への対応といったところの健康の保持増進にも取り組んでまいります。

4ページをご覧ください。「② 必要な医療が受けられる社会へ」では、医師育成・派遣システムの構築などの医療従事者の確保、救急医療や災害医療の体制の整備、NICUの整備などによる安心して出産・子育てができる医療体制の確保、また、死亡原因の第1位であるがんへの対応などにも取り組んでまいります。

最後の「第3節 地域」の「健康福祉の地域力が充実した社会へ」でございますが、この度の東日本大震災に見られますように、これからは行政のみならず、地域の多様な主体が連携・協働し、支え合っていくことが重要でございます。これを「新しい支え合い」と名付け、推進してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

ありがとうございました。

あいち健康福祉ビジョンについて、ご質問、ご意見うかがいます。いかがでしょうか。

いままで10年だったんですが、これから5年間隔で行くということでしょうか。

○医療福祉計画課 水野主査

今回の計画は5年にさせていただきました。

特に、今、福祉の関係、医療の関係もそうですけれども、制度が大変大きく変わっておりますし、高齢者の方たちが急増する時期ということですので、ここ5年をひとつのステップとして考えております。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

他にはいかがでしょうか。

それでは、報告事項(2)もこれで終わりたいと思います。

(3)に進みたいと思います。

報告事項(3)第5期愛知県高齢者保健福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

○高齢福祉課 丹羽主査

愛知県の高齢福祉課の丹羽と申します。座って説明させていただきたいと思います。よろしく願いします。

それでは、本年度、策定いたします第5期の愛知県高齢者保健福祉計画につきまして、資料6に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

この高齢者保健福祉計画につきましては、まず、「1の目的、計画の性格」のところに記載させていただきましたが、この計画は、県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るための、総合的かつ具体的な指針、となるもので、ございます。

次に「2の根拠と3の経緯等」についてでございますが、この計画につきましては、老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画、この2つの法定計画を一体としたもので、第1期の計画は平成12年度の介護保険制度の導入に合わせて策定して、以後、3年ごとに策定してきております。今回策定するものは、第5期の計画となります。

なお、県と同様に市町村におきましても、法定計画として本年度中に策定することとなっておりますので、県と市町村とで、十分に調整を行い、整合を図っていくこととしております。

なお、計画期間につきましては、来年度、平成24年度から26年度までの3年間でございます。

「5の第4期計画の主な内容」では、現在の第4期計画で、定めることとなっている主な事項について、具体的な施策を展開するための内容を記載しております。

なお、今回の資料には記載しておりませんが、その具体的な施策を展開するにあたりましては、基本理念といたしまして、「高齢者の自立と自己実現を支える保健福祉」を掲げるとともに、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の実現に向けた5つの基本目標を掲げております。

次に、資料の 右側をご覧くださいと存じます。「6 策定スケジュール」で、ございます。

まず、このスケジュール表の左の欄、「国」の7月の箇所、基本指針改正案の提示と記載しております。この基本指針は、正式には、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」というもので、県と市町村はこの基本指針に即して計画を定めるものと、介護保険法に規定されているものでございます。

先月、この基本指針の改正案が、7月11日の国の会議において示されたところでして、その内容につきましては、後ほど、ご説明させていただきますが、この改正案が示されたことによりまして、スケジュール表にもありますように、今後、県と市町村におきましては計画作成の作業が本格化してまいります。

県におきましては、市町村と調整を図りながら、医療・福祉関係団体、保険者代表、被保険者代表、学識経験者で構成します計画策定検討委員会を、今後8月と12月と3月の3回程度開催するとともに、パブリックコメントによりまして、県民の方々のご意見もいただきながら、年度末には、策定・公表を行いたいと考えております。

次に資料の裏面をご覧くださいと思います。

これが、先ほど、触れさせていただきました、「第5期介護保険事業計画の基本指針案」の概要で、ございます。

まず、「1 基本的な考え方」では、今回の第5期計画につきましては、いわゆる団塊の世代の方々が65歳以上となりまして、高齢者のピークを迎える平成27年度までに、高齢者が要介護状態になっ

でも可能な限り、住み慣れた地域におきまして、継続して生活ができるよう各種サービスを一体化して提供していくという、「地域包括ケア」の考え方にに基づきながら平成18年度に、平成26年度までの中期的な視点で策定した第3期計画における仕上げの計画となります。

また、高齢化が本格化する平成27年度以降におきましては、目指すべき地域包括ケアを構築することを念頭に、今後、段階的に取組内容を充実させていく出発点でもありまして、この第5期計画の位置づけは、たいへん重要なものとなります。

次に、資料の右側をご覧頂きたいと存じます。「3 市町村介護保険事業計画」では、市町村計画に関する主な変更点を記載しております。

一つ目の丸印のところでは、今般の介護保険法等の一部改正で、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われておりまして、計画の記載事項が、義務記載事項と任意記載事項とに区分されました。

義務記載事項につきましては、「日常生活圏域の設定」、「介護保険サービスの見込み量」、「地域支援事業の見込み量」の3つでございまして、その他は任意記載事項とされました。

次に、3つ目の丸印のところでは、今後、地域で必要と考えられます「認知症支援策の充実」、「医療との連携」、「高齢者の居住に関する連携」、「生活支援サービス」の4項目につきまして、地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択し、取り組むことができるように、任意記載事項の項目が新たに追加されました。

そのほかには、要介護者等の実態把握としまして「日常生活圏域ニーズ調査の実施」、「居住に関する事項を定める計画との調和」などの項目が追加されております。

最後に、「4の都道府県介護保険事業支援計画」に関する主な変更点でございます。

記載事項につきましては、市町村計画と同様、義務記載事項と任意記載事項に区分されております。

義務記載事項としましては、「サービスの見込み量」と「老人福祉圏域の設定」の2項目のみで、その他第4期計画で定められていた項目は任意記載事項となりました。そのほかには、「財政安定化基金の取り崩しに関する事項」や「従事者の確保又は資質の向上に資する事業」などの項目が新たに加わっております。説明は、以上でございます。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

ありがとうございました。

第5期計画の策定ですが、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

県が主体でこの計画の策定をしていくことでしょうかけれども、市町村の関わりについて簡単に教えていただければ、何か市町村で関わるのでしょうか。

○高齢福祉課 丹羽主査

スケジュール表で、お示しさせていただきますと、8月以降、各市町村のサービス見込み量の把握などを各市町村と調整させていただくことになっておりまして、今後国の方からワークシートが示されて、それからサービス見込み量とかの計算を、市町村と協議・調整しながら進めてまいります。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

わかりました、ありがとうございます。

他に、ご意見、ご質問ありませんでしょうか。

では、報告事項(3)もこれで終わりたいと思います。

次に進みたいと思います。報告事項(4)第3期愛知県障害福祉計画の策定について、説明をお願いします。

○障害福祉課 吉田主任主査

それでは、続きまして、報告事項の(4)の「第3期障害福祉計画の策定について」説明いたします。

私は、健康福祉部障害福祉課計画・指定グループの吉田と申します。

よろしく申し上げます。

日頃は、本県障害福祉行政に御協力いただきまして感謝申し上げます。

資料7をご覧ください。障害福祉計画は、障害者自立支援法第 89 条に基づく法定の計画でありまして、都道府県と市町村に策定が義務づけられている計画です。

これまで、3年間で計画期間としまして、第1期、第2期と計画を策定して参りました。今年度は、第2期計画の最終年度でありますので、来年度から始まる第3期計画の策定準備を進めております。

名称が似ている計画に、「障害者計画」がありますが、これは、内閣府所管の障害者基本法に基づく、障害者支援施策全般に関わる基本計画であるのに対しまして、「障害福祉計画」は、厚生労働省所管の障害者自立支援法に基づくもので、障害者計画の「生活支援」分野の実施計画のような位置付けとなります。

資料の右のページの中段、「(3)の障害福祉計画が目指す目標」をご覧ください。障害福祉計画は、施設等から地域生活への移行や、就労支援といった課題に対応するために数値目標を定めるとともに、計画期間の今後3年間に必要となるサービス量を見込むことを、大きな柱としております。

裏面方をご覧ください。第3期計画の策定の考え方ではありますが、法律では、計画は、国の基本指針、これは厚生労働省告示として示されるものですが、この指針に即してつくることとされています。

第3期計画策定用の基本指針の改正はまだ行われておりませんので、今年開催されました厚労省の会議での説明を基に、簡単にご説明します。

厚労省の会議においては、第3期計画では、必要な時点修正を行うものの、基本理念等、基本的な考え方は変更しないと説明されています。

ただ、障害者自立支援法に代わる新法、仮称で障害者総合福祉法と言われておりますが、平成25年8月までに施行される予定ですので、計画期間中に見直すこととなる可能性はあります。

計画では、大きな柱として、まず3つの数値目標を掲げておりますが、そのうちの、「施設入所者の地域生活への移行に関する数値目標」の設定については、具体的に厚生労働省から案が示されています。

第1期計画の基準時点である平成17年10月を第3期計画においても基準時点として、終了時点は平成26年度末とします。そして、平成17年10月の施設入所者の3割以上が平成26年度末には地域生活に移行することを基本として目標設定するというものです。

この3割がどのように算出されたかと申しますと、中段のハコの右側に記載してありますが、平成22年10月現在の過去5年間の地域生活移行率の実績が、全国平均で16.6%であり、その率を平成26年度末まで延ばすと、約30%になるというものです。

ただし、残念ながら愛知県では、同時点での地域移行率は9.7%であり、全国平均を下回っており

ますので、今後、一層の促進を図ることが必要となります。

2 つ目の退院可能精神障害者の減少に関する目標についての考え方は、厚労省より、8 月末を目途に示されることとなっています。

一般就労への移行についての目標は、これまでどおり、単年度で、平成 17 年度の一般就労移行者数の 4 倍を基本として設定することとされています。

本県のこれまでの実績としては、平成 19 年度～21 年度まで、施設から一般就労された方は、毎年度 160 人台で推移していましたが、平成 22 年度は 300 人を超える方が一般就労されました。

最後に、計画期間中の必要となるサービスの見込ですが、まず、各市町村におきまして、施設から地域生活への移行を支える基盤として、グループホームやケアホームなどの新たな整備量や、ホームヘルプなど地域生活を支える居宅サービスの利用増加量、さらに、地域での自立した生活を支える相談支援サービス量をしっかりと見込んでいただくことが必要となります。

さらに、今年度中に全ての施設が新体系の施設に移行することによるサービス量の増加や、昨年 12 月の障害者自立支援法の一部改正の内容により新たに必要となるサービス量を見込んでいただき、その上で、県としてそれらの見込量を積み上げることを基本としています。

策定までのスケジュールとしては、今後示される厚労省の改正基本指針に即して素案を作成し、障害者基本法を根拠とする県障害者施策推進協議会において随時検討を行い、パブリックコメントで県民の皆様の意見を反映させ、サービス量については、市町村さんの見込む最終版を基にデータを修正し、策定する予定であります。

第 3 期障害福祉計画の策定に関する報告は以上でございます。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

ございませんか、ないようですので次に進みたいと思います。

それでは、報告事項(5)知多半島圏域 地域医療連携検討ワーキンググループについて、これも事務局から説明をお願いします。

○半田保健所 水野次長

半田保健所次長の水野と申します。知多半島圏域 地域医療連携検討ワーキンググループについて説明をさせていただきます。失礼ですが座って説明をさせていただきます。

資料8をご覧ください。地域医療連携検討ワーキンググループにつきましては、今年2月に開催しました平成22年度第2回の当推進会議でもご説明をしておりますが、簡単に会議の概要と現在の状況、今後の予定等についてご説明をさせていただきます。

この会議は愛知県が救急医療の確保、小児・周産期等医療の確保など、地域における医療課題を解決し、地域医療の再生を図るために策定した「愛知県地域医療再生計画」の中で位置づけられたもので、県内の全医療圏で開催するものであり、入院医療における病院間連携の推進や外来救急における時間外診療の定点化の推進など、地域における医療機関相互の連携、機能分担について検討することを目的としております。

所掌事務として、県からは、資料にあります項目について、あげられております。

知多半島医療圏におきましては、現在の地域医療再生計画の中で救急医療体制の構築に対応

すべき医療圏としてあげられております。また、平成20年度の第6回公立病院等地域医療連携のための有識者会議(最終報告)において、個別に公立病院間の医療機能連携について提言をされています。昨年度も推進会議の中で、該当の病院間の連携協議状況についてはご報告してきましたが、このワーキンググループにおきましても、病院間で設置された協議会における協議状況の報告を受け、その内容について検討することとしております。

組織としましては、2次医療圏ごととし、構成員は地区の3師会を始めとしまして、救急医療に係る医療機関や周産期医療に係る医療機関、自治体消防本部の各代表となっており、必要に応じて作業部会を開催することとしています。

今年度第1回のワーキンググループは、今月30日に開催予定をしております。

内容としましては、資料にあります項目についてですが、「地域医療再生計画について」、「救急医療及び周産期医療に係る実態調査結果について」、「ポスト急性期患者受入可能病院調査結果について」、「病院間の連携協議状況について」、「外来救急における時間外診療の定点化の推進について」、「知多半島医療圏における救急医療体制等の課題と対応方針の前年度報告等について」の検討を行う予定をしております。

病院間の連携協議状況については、裏面を見ていただきますと、最近の状況を記載してございます。

最初に半田病院と常滑市民病院の連携協議状況ですが、昨年7月、両市が半田市常滑市医療連携等協議会を設置し、同日に第1回の協議会を開催しております。

また、作業部会をこれまでに4回開催しており、医療連携の方法について、医師・看護師の確保及び育成について、経営効率化のための方策についての検討が行われ、今年の7月4日に第2回の協議会が開催され、作業部会からの報告とともに具体的な連携方策が検討され医療連携等の推進へと着実に動き出しております。

この協議会には、今年度から、半田保健所長と知多保健所長が委員として参加させていただくことになりました。

次に、知多市民病院と東海市民病院の連携協議状況ですが、昨年4月から両病院の経営統合が行われ、西知多医療厚生組合において両市の病院事業が運営されており、新病院建設について、医療懇話会、地域懇話会を開催し、様々な方からの意見や助言をいただき、今年3月に基本構想・基本計画が策定されております。

現在は、平成27年度早期の開院を目指して準備が進められているところでございます。

一方、今年4月から、両病院についての医療体制再編の取組みとして、第2次救急医療体制の充実が図られるよう、救急委員会代表者等の実務者による、打合せを行い、具体的な検討を開始しているとの報告を受けております。

今年度のスケジュールですが、資料8の最終ページの平成23年度スケジュール(案)をご覧ください。

表の中の、中央の欄が、地域医療連携検討ワーキンググループとなっております、9月に救急医療と周産期医療の作業部会を開催し、実態調査結果を基に知多半島医療圏における救急医療体制、周産期医療体制の現状を確認し、問題点等について検討を行う予定です。

また、12月開催を予定しています第2回目のワーキンググループにおいては、この作業部会での検討結果の報告を受け、さらには、有識者会議の第3回PA検討、PAとはポストアキュートの略称で、

病気の治療の流れに沿っての分類、「超急性期」、「急性期」、「亜急性期」、「回復期」、「療養期」、「在宅支援」という流れの中の、急性期以後のものを表していますが、そのPA検討ワーキンググループでの課題等検討を受けて、知多半島圏域での課題について検討を行い、とりまとめたものを県の有識者会議へ報告することとします。

知多半島圏域地域医療連携検討ワーキンググループについての説明は以上ですが、今後とも、ワーキンググループにおける検討状況については、この推進会議におきまして、随時ご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

ありがとうございました。

何か、ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

ないようですので、報告事項(5)も終えたいと思います。

以上で、議事と報告事項を終わります。

その他で、何かありましたらどうぞ。

ございませんでしょうか。

○知多保健所 小島次長

事務局の方からよろしいでしょうか。

本日配布させていただいております「福祉行政のあらまし」、「半田保健所事業概要」、「知多保健所事業概要」については、本来なら内容をご説明申し上げるのが本意ですが、時間の都合もございますので、後程、ご覧になっていただきたいと思います。

知多福祉相談センターでは、たくさんの障害者や児童虐待を含みます、児童や保護者の方の相談の業務をしております。半田保健所、知多保健所におきましては、人口動態を始め保健統計、食品や環境の安全の仕事、結核を始め感染症の仕事、地域保健やこころの健康に関する仕事、検査課におきましては公衆衛生に関するたくさんの検査業務を実施しております。

ぜひ、ご覧になっていただいて、日常業務のご理解をいただきまして、ご意見等をいただければありがたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(半田市医師会 杉田会長)

どうもありがとうございました。ご意見もないようですので、これをもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。これで、事務局へマイクをお返しします。

○知多保健所 小島次長

それでは議長さんには、大変ありがとうございました。

また、関係者の皆様には、貴重なご意見等をいただきましてありがとうございました。

それでは、閉会のあいさつを知多保健所 鈴木所長にお願いします。

○知多保健所 鈴木所長

知多保健所所長の鈴木でございます。

本日は、大変お忙しい中、また暑い中、この知多半島圏域の保健医療福祉推進会議にご出席いただき、誠にありがとうございました。

最初に、渋谷所長の方からもありましたように、東日本大震災の発生から5か月が経ちました。

それ以降、想定外ということがなくなったと言われておりますけれども、この知多半島地域の防災体制、先の新型インフルエンザは終息しましたが次の新型インフルエンザ、感染症等が発生する可能性もあります。

救急医療体制、精神医療体制等いろいろな課題があります、そのために皆様方、地域の保健医療福祉の皆様方のご協力、ご支援が非常に重要となっております。

県としましても、地域医療再生計画に知多半島医療圏を含めまして、福祉の関係のいろいろな計画も策定しまして、最大限努力してゆく所存でございますので、今後ともご支援、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○知多保健所 小島次長

それでは、これをもちまして、平成23年度第1回知多半島圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。